

川端新著

## 『莊園制成立史の研究』

井原今朝男

## はじめに

著者の博士論文審査が終わったことを耳にした時、早く見せてほしいと出版することを勧めた。撰閲家領や院政への問題関心が近いこともあつて親しく話すことの多かつた彼の主張の全体像をみたかつたのである。彼はいつになくはつきりと「あれは活字にしません。もうすこし別のものにします」と明言した。日ごろから彼は自分の論考に一際厳しい自己批判力をもっていたので、そのときも彼らしいと気にも止めなかつた。しかし、その彼の願いは実現できずに、今回博士論文はそのまま活字にされた。それが本書である。彼が本意としなかつたものを書評しなければならぬことは私にとつても不本意でありとても悲しいことである。

しかし、考えてみれば、彼の死が健康な本来の彼にとつて不本意であつたのだし、いくら待つても彼の本意の著書は永遠にあらわれない。普段は同じ顔をみせて同じことの繰り返しにみえる時

間が、瞬時たりといえども後戻りしてくれない現実を私達に知らしめる。彼の死は、平凡にみえるこの時が二度ともどらぬたつた一度の絶対存在であることを私達に自覚させてくれる。彼の人生はすでに完結したのであつて、残された私達生存者には、どんなに苦しく悲しくてもそれを認めざるを得ない。不本意なものであつても残してくれた彼の形あるものの中に、彼の生きた証を求め批判的に継承するしか道はない。

## 一 要旨とコメント

「序」は博士論文審査にあつた勝山清次氏が本書の特徴と研究史上の位置を簡潔にまとめ、「序章 莊園制成立史研究の視角」から「終章 成果と課題」までが彼の博士論文であり、付編Ⅰの二論文が研究雑誌論文である。いずれも彼が公表を決断したものである。付編Ⅱの四論文は卒論・修論関係論文であり、彼が公表を意図した成稿ではない。「編集後記」は編集を担当した友人を代表して上島亨氏が本書編集の経過を記録している。彼をとりました研究環境と諸論文執筆の背景や特徴がよく理解される。逐次、簡単な要旨とその特徴をみよう。

第一章「院政初期の立荘形態」は「立荘」のもつ意味を再検討しようとした論考である。院・天皇・撰閲家が主導する立荘手続きには太政官符による立荘と院庁下文による領域型荘園の立荘とがある。後者の場合本主による私領寄進と国司の手を経た立荘では荘園構造が大きく変化しており、領域型荘園は立荘によつてはじめて形成されるとする。

本章は、これまで寄進地系荘園像の骨格をなしてきた寄進行為

を重視する見解を批判し立荘を重視することによって荘園構造が転換して領域型荘園が成立するのだという新しい中世荘園成立史像を打ち出したもので、著者にとつての記念碑的処女論文である。

第二章「荘園所職の成立と展開」は職の体系論を批判する。平安時代には預所職・下司職がみえるが、本家職・領家職という用例は基本的にはみられないとする。平安末から鎌倉期に本家が荘務権の別相伝を認めみずからは課役得分権のみからなる本家職の位置に退くことによつて領家職が創出されたのだとする。この論考は中田薫・永原慶二以来、職の重層性は荘園成立とともに生まれるとしてきた通説を批判して、立荘によつて本家が補任する預所職を生み出すのであつて、本家や領家が職となるのは後代だとする。職の重層性・職の体系が荘園制展開過程で生まれるという新説を提起し、荘園史の常識そのものに根本的反省を迫つたのがこの論文の意義である。

第三章「荘園制的文書体系の成立まで」は、領域型荘園が院序下文や摂関家政所下文によつて立荘されていることから、下文の文書論的源流がどこかを古文書学的に探らうとした論考である。「牒」・「帖」や「告書」という文書様式は貴族や大寺院の家政機関が郡司・刀禰に充てて差出す下達文書であつたが十一世紀半には途絶し、帖・告書と符の機能が合流して下文という文書形式が生まれた。権門諸家が十一世紀中に社会的地位を向上させ、諸家政所下文が権利付与の公験としてあつかわれ、十二世紀に郡司・刀禰や在庁官人にあてられる政所下文は摂関家政所・院序・女院序に限られ、ここに荘園制的な文書体系が成立するのだとする。

この論文は、なぜ本家が院・女院・摂関家の三者に集中するのにかについて、荘園制的文書体系の成立という視点から分析した論考である。牒・帖・告書から家符を取り込んだの政所下文の成立という文書史論は説得力があり、家符から政所下文へという拙論「摂関家政所下文の研究」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五)への批判も納得できる。しかし、諸家政所下文のうちなぜ三者の政所下文のみが郡司刀禰や在庁官人宛に発給されつづけるのかについて、三者が本家として最高の権威を獲得したのだという著者の説明は、一般的社会状況を解説したにすぎず個別分析の深化とはいえない。なぜこの三者の政所下文が公験になりえたのかという問題は、寄文とともにどのような文書群が公験になるのかという問題を深化させる必要がある。その点で梅村喬「平安時代土地公証制試論」(『ヒストリア』一七三、二〇〇一)などの対話が必要不可欠にならう。

第四章「興福寺院家領荘園の形成」は、寄進地系荘園と並ぶ有力学説であつた雑役免系荘園論への批判を意図する。著者は福智院家文書から史料紹介した「興福寺食堂造當段米未進注文」を根拠に、興福寺領は寺僧領としての荘田から出発しており、家地売券からはじまり春日社に毎年の供料を寄進する御供所として荘号を獲得した事例に注目し、十二世紀大和では国司が有名無実化するために荘園の認定は藤氏長者によつてなされたとする。院家の構成員である領主の寺僧領が他方で院家領でもあるというのが相当あり、師資相承された所領は院家の枠の中で維持される仕組みになつており、寺僧の私領は院家の枠組のなかでその安定を得たのだとする。十一世紀末に門跡化した一乗院と大乘院の門跡領

の形成は、根本所領群のほか、本領主の寄進・譲与によって領主権が相承されていく領主別相伝領、領主権が収公されて一円化した院家一円領地、院主の兼帯により院領化したものなど多様な所領群から構成されていることを指摘する。こうして近年になって否定された雑役免系荘園にかわる大和の中世荘園形成過程の歴史像を寺僧領の展開として院家領・門跡領を論じる理論を提示したのである。補論は、私領の寄進による寺僧領の形成論の根拠となつた「興福寺食堂造當段米未進注文」の史料紹介である。

東大寺領・西大寺領など小規模な土地売券から出発した寺僧領を重視する視角は古くは寶月圭吾「中世末期における土地支配関係について」(『中世日本の売券と徳政』吉川弘文館、一九九九、初見は一九五四)があり、近年では安田次郎「中世の興福寺と大和」(山川出版社、二〇〇一)でも同じ視角から興福寺領の形成・展開が論じられている。

第五章「もうひとつの日根荘」は、天福二年(一一三四)に立荘された九条家領和泉日根荘という領域型荘園が、永久四年五月廿八日の官宣旨によって公認された嘉祥寺領日根荘を四至内に取り込んだまま、中世社会に並存しつづけたことを論じたものである。この論文は、新史料の紹介に裏付けられた鮮やかな実証論文であり、かつこれまでの領域型荘園のイメージを革新するのに大きな貢献をした。地域における荘園形成過程の歴史像を鮮明にしたものとしても記念すべきものである。古文書・古記録など文献史料の博搜とともに、地域に密着した荘園遺構調査によって中央と直結した地域の歴史を解明することを好んだ著者の個性がよく発揮された象徴的な論文といえよう。

付編Ⅰ第一章「摂関家領荘園群の形成と伝領」は、摂関家領についてその由緒による荘園群のまとまりに注目して、殿下渡領確立とともに摂関氏長者から離れた家領の形成を再検討した論文である。しかし、これまでの先行研究の延長線上の論考といえ、新しい枠組みにかかわるものとはいえない。

付編Ⅰ第二章「播磨国大部荘の開発と水利」は、播磨国大部荘の荘園遺構調査による水利と開発について論じた調査報告である。土地に刻まれた地域の歴史を足と目で調査する荘園研究の手法を彼が楽しみながら展開させていたことがわかる。

付編Ⅱ第一章「平安後期における大和国司」は、平安後期に大和において摂関家司が国司になっていた段階から、摂関家の後楯を失って国司権力が有名無実になり、代わって興福寺の権力が伸長する。忠通・平清盛の知行国下で国内支配の再建が試みられたが、それは国家行事のための国宛や国役賦課のために、興福寺勢力を抑えることができなかったとする。『台記』から、大和国衙の公文所が忠通の殿中に設置されたことを指摘し、大和の国務が興福寺に寄進されたとする大山説を制度論として批判し、藤氏長者の国務関与を指摘するなどいくつかの新見解を打ち出している。大和国論や知行国研究に寄与しうる論文である。

付編Ⅱ第二章「摂関家の南都統制について」は、勸学院弁別当が興福寺俗別当と一致し、国家の統制機関であった興福寺俗別当が氏長者の主宰する勸学院に取り込まれたこと、摂関期には勸学院弁別当が造興福寺長官に補任され氏長者の下で事務に携わっていたこと、院政期には摂関家からの働きかけが強まり、氏長者の意思によって弁別当が補任されるようになり、基通・兼実のころ

代替わりの弁別当交代が常例になったとする。撰閥家が興福寺勢力圏に意思を伝達する専用文書が勸学院政所下文と長者宣だったとする。

ここでは、政所下文は荘園からの用途調進が主要な機能だとする元木泰雄説への批判(三四九―三五〇頁)、長者宣を知行国主の権限とする田村憲美説への批判(三五三―三四頁)など現時点でも重要な指摘が見られる。中世の氏族の原理の研究は遅れた分野であり、今後、氏院寺領と弁別当研究などでは無視できない論文となろう。

付編Ⅱ第三章「平安後期公家訴訟制度の研究」は、撰閥家の権門裁判を扱ったもので、下向井龍彦の太政官裁判論を批判し、美川圭の権門裁判論を發展させようとしたものである。院政期の訴訟制度を検討し、その政務処理が院・天皇・撰閥の間を頭弁が巡って意見調整をおこなうのが基本的な姿であるとし、井原今朝男の職事弁官政治論(『日本中世の国政と家政』前掲書)を支持している。撰閥家裁判は解状に奉状が添えられて家司の下に付けられ、家司から殿下上申され、審理過程では国衙の役割が大きいことを指摘する。中世の訴訟が官や院庁でも審議され、「法廷間の流動性」と「非完結的な構造」を指摘する。

この論文は、撰閥家政所、勸学院政所、院庁、太政官という権門裁判と国家的裁判との相互関係を分析したスケールの大きな論考である。伊賀を撰閥家知行国とする井原説を批判し撰閥家の裁判権は「何らかの縁があれば撰閥家の法廷に持ち込むことができ」(三九二頁)とする。拙論「本所裁判権の一考察」(『前掲書』)は「権門之縁」による本所法廷主義、権門裁判と国家的裁

判との互換性、本所裁判権の非自立性、本所裁判権の非完結性を論じた(初出は一九九三)。今、本章をよむと、「法廷間の流動性」「非完結的な構造」「縁」の重視などの彼の主張は拙論の趣旨とよく類似していることに驚く。編集後記によると、本章は一九九二年に成稿されていたというから、拙論よりも早く出来上がっていたことになる。一九九三年発表の拙論への言及や批判がまったくみえないのもそのためであろう。彼が元氣であれば、必ずや後発であった拙論への厳しい批判をして、この論文に補筆して公表したものと信じて疑わない。美川圭は『史学雑誌』での書評(『同』一一一一―一一〇〇二)で本論文について勝山清次の高い評価に反論し「斬新な枠組みを作ることに失敗した」と評価している。だが、私には中世裁判の時代的特質に分析のメスを入れた優れた論考のように思える。

付編Ⅱ第四章「公家領荘園の形成とその構造」は、中流貴族の家領、撰閥家領と院領荘園を含む公家領荘園の構造を論じたもので、本編第一章や第三章と重複する。

## 二 川端荘園成立史論の特質と意義

以上、本書があきらかにした荘園成立史論の第一の意義は、寄進地系荘園と雑役免系荘園というこれまでの荘園制論の全体像を根底から批判し、前者については寄進よりも立荘を契機に領域型荘園化によって内部構造が転換することを主張し上からの荘園設定を重視する歴史像を提示した。後者については便田として設定された私領が権門寺社に寄進されて寺僧領となり形態変化していく寺領荘園の構造を提示した。彼の荘園制論によって、これまで

の中田薫・永原慶二らを先駆者としてきた寄進地系荘園制論や村井康彦の雑役免系荘園制論は根本的な変革を求められることになった。ここに新しい荘園制論への出発点が据えられたといえよう。彼の研究スタイルが研究史の原点にまでもどって格闘するオーソドックスなものであることがよくわかる。近年ではあまり例をみないがそれだけに貴重な研究姿勢である。

第二に彼の博士論文は荘園制成立史論としてまとめられたが、その内容は王家領・摂関家領はもとより、賀茂社領・醍醐寺領・興福寺領・勸学院領・中流公家領など広範囲にわたり、公家領荘園研究の枠組に収まるものではない。そのうえ、摂関政治から院政期の政務処理や政治史、太政官裁判から権門裁判・院庁裁判、知行国制や国司制度、藤氏長者と勸学院など氏の諸制度や興福寺の寺務組織などにも言及している。摂関政治から院政期の国家論や政治構造論と密接にむすびついて荘園制論が展開されていることが大きな特徴であり、それゆえ著者は多くの先駆的な論考を短期間に発表しえたのだといえよう。

第三に、摂関家と結ぶ勸学院領・春日社領・興福寺領荘園の解明を通じて大和国の国司制や知行国制の解明へと進む研究動向を多分にもつていた。しかし、この分野について彼の見解はほとんどが萌芽的なものといわざるをえない。彼の荘園制成立史論には、受領国司や院司受領が立荘に関与する人脈の中に大きな位置付けをみるのみで、知行国制と権門との関係や国衙領研究が王家領荘園論のどこに位置付けられるのか全く言及がない。彼は職の体系論批判の中で、平安最終末期から鎌倉期に本家職・領家職が創出されるといふ重要な問題提起をしながら、幕府制と荘園制という

研究テーマを設定しえなかった。ここに彼の荘園制論の限界が窺われるといえよう。

彼が最後まで準備していた日本史研究会中世部会共同研究報告は「中世初期の国衙と荘園」というテーマになっており、彼がまさに荘園と国衙領との関係を含めた新しい荘園制論の分野に自己の研究を大きくシフトしようとしていたことがわかる。しかし、そこでも国衙機構や国衙領が荘園制とどのようにリンクし、荘園の内部構造がどのような変質をとげたのかについてはほとんど問題にしえていない。それは彼の荘園制論が成立史論であって荘園年貢や公事など収取論とリンクしていないこと。荘園領主層が幕府権力と結びつくことによって荘園の領有関係をどのように変化したのかという幕府論とのリンクも分析視角にはない。そうした方法的な弱点によって、彼は大きな研究の壁に直面していったように思えてならない。

この点については、高橋一樹「平安末・鎌倉期の越後と佐渡——中世荘園の形成と国衙領支配」(田村裕・坂井秀弥編「中世の越後と佐渡」高志書院、一九九九)が越後国小泉荘を事例に、国司庁宣による免田三〇町の中御門家領小泉荘が設立される段階と上皇と知行国主によって金剛心院領小泉荘として立荘された段階では岩舟郡一郡に規模が拡大しており、荘園の構造が大きく変化していること、院司受領が院や摂関家による立荘にいかにか大きな役割を果たしていたか国衙機構の重要性を含めてあきらかにしている。さらに、高橋「中世荘園の形成と加納——王家領荘園を中心として」(『日本史研究』四五二、二〇〇〇)は、公家領荘園がその内部に保や加納を含み込んで成立していたことを歴史実態

に即してあきらかにしており、川端があきらかにした二つの日根荘という構造を中世荘園制論の骨格部分に位置付けるといふ大きな成果をあげている。川端説を批判的に継承しようとする若手研究者が活躍していることはうれしいかぎりである。

### 三 川端説の批判的検討

日本の中世史学界は本書によって荘園制成立史像について中田薫・永原慶二等のいう「下からの私領の寄進論」のほか川端のいう「上からの立荘と別相伝論」をもつようになつた。寄進地系荘園と雑役免系荘園という類型論は研究史の中に残ることになつたといえよう。中田説の史料的根拠となつた『鹿子木荘事書』について石井進らが史料論的に批判した。永原説の史料的根拠となつた近衛家所領目録や安楽寿院古文書などについては、鎌倉期の史料から荘園成立史像を構成しようとするのができないと福田以久生・横道雄らが史料批判した。川端はそれを出発点にして、同時代史料からあたらしい荘園成立史論を構築したのである。

しかし、それによつて、中田・永原説の根幹にまで批判が及んでいるかどうかは別問題である。川端の「職の体系論」批判にしてみても、論証に全く問題がないかといえればいくつか疑問点が残されている。成立期において下司・預所は職として登場するが、本家・領家は「領主の家という一般的な意味しかない」（七六頁）という。職は役との対応関係で検討されるべきことは拙著で述べたが、「本所勤」は「中右記」永久二年（一一一四）二月廿九日条にみえ、「本家御役」は永元元年（一一一八）九月日の紀伊国岡田荘公文職補任状（葛原家文書 平一八九一）にみえる。

いずれも十二世紀初頭に本家役・本所役が史料にみえ、特に補任状にみえることは公文職の反対概念として本家職・本家役の登場を想定しうるかもしれない。職とはなにか原理的な再検討が必要にならう。本家職の登場をもつばら平安末期から鎌倉期の別相伝のみの論理で説明できるかどうか不明である。本家職・領家職の創出が荘園制展開過程でおきるという川端説はいまなお仮説といわざるをえず、幕府制下での荘園制研究の課題として今後の具体的検討が必要だといわねばならない。鎌倉期の別相伝についても、幕府権力の関与による領有関係の変質という問題は未解明である。市沢哲「鎌倉後期の公家政権の構造と展開」（『日本史研究』三五五、一九九二）によれば鎌倉後期において別相伝をめぐる訴訟が激化し、治天の君による訴訟安堵が生まれてくるという。それらの「別相伝」によつて本家職や領家職がどのように変質するのか、別相伝の主体はどのような本所役や本家役を負担したのかなど別相伝と職との関係についてはこれまで研究史上でもまったく検討されていない。川端がいう別相伝による領家職創出を示す史料は断片的な所領目録からの類推にとどまつており、荘園文書そのものから実証されたものとはいえない。いいかえれば、川端説は荘園構造論の新しい仮説であり、それにもとづいての実証とより緻密な解明は今後の課題として我々に課せられているといわねばならない。

第二に、川端説は寄進で生まれるのは免田など限定されたものにすぎず、立荘によつて領域型荘園に構造転換するという主張になつており、四至を確定した広域的な領域型荘園の概念が重要な位置を占めている。この概念は不輪不入権をともなつた領域型荘

園論を提起した小山靖憲説（『中世神社と荘園制』端書房、一九九八）に依拠したものと考えられるが、その史料の根拠が示されているわけではない。彼は領域型荘園を立荘しうるのは院や摂関家のみであることを主張する。しかし、院と摂関家は加納を含んだ領域型荘園の立荘を否定していたことは『中右記』からもあきらかであり、川端もそのことを「否定的である」とみとめている（四二頁）。ここに論理矛盾が存在している。それを立荘の推進勢力である院近臣らが推進し立荘文書をえて定着したという評価は歴史の実態をみていないもので、領域型荘園論の本質的欠陥に目を瞑っているものといわざるをえない。加納を含んだ領域型荘園は国司と権門との訴訟がくりかえされ、国政レベルでは公家新制によって否定されつづけており、国家的裁判では法的に存在しえないものである。にもかかわらず、加納を含んだ広域にわたる大規模荘園が存在したのは、高橋一樹が論じたごとく、国司と院・摂関家との利害調整が現地で図られ国政と家政との共同執行が行われた場合にのみ実現されたのである。国司らが異議をとえ、院庁や国家的裁判に提訴すれば、公家新制によって荘園整理の対象となったことはこれまで五味文彦以来の諸研究があまりかにしている。不輸入権をもった領域型荘園制は裁判での訴訟文書の中でイデオロギーとして主張されている論理であって、そうした荘園が事実として存在していたことはなかったといわねばならない。小山靖憲の不輸入権付領域型荘園は荘園領主層の願望として主張されたにすぎない。歴史の実態としての荘園はあくまで荘園と公領とが混在しながら、領家と国衙が相互に検注や結解を共同して実行しながら中世荘園制を維持・運営していたものと

みるべきである。荘園と公領が同質化しているとか、国衙領と荘園とが併存するというレベルの荘園公領制論では、中世荘園制の実態と本質を解明しえないものといわざるをえない。川端が考えようとした「国衙と荘園」のテーマの深化はまさに荘園公領制概念を根本的に批判することによって可能になるものといえよう。

第三に、川端は「寄進地系荘園という中田薫以来の不死身ともみえる強固な枠組みを何とか解体したい」（一七頁）とし、中田説が荘園制成立史研究にとつて「いまだに桎梏となっている」（九頁）とのべる。私領から荘園へという転換を、国家公権の分割Ⅱ郡司職の荘園所職への転化で説明した永原説に対しても川端は「中田説の残滓を拭い切れてはいない」（一一頁）と批判する。その上で、立荘による領域型荘園への構造変換という歴史像を対置し、荘園領主の側からの働きかけによる立荘論を提起した。研究史の原点との真摯で孤独な格闘の痕跡をよみとることができる。しかし、その批判はやはり部分的な史実の対置に終わっているといわざるをえないのではなからうか。研究史の中では中田薫の「職権留保付領主権寄進」論のみがとりあげられ川端の批判もそこに向けられているが、中田はそれとは異なる「本家寄進」の道があることを指摘し、「本家寄進と職権留保付領主権寄進と何れが最早く発達したるものかはこれを断定すること能わず」と述べている。鎌倉期の史料によって王朝時代の本家寄進を論じる方法論についても批判を予想して「其実質に於いても又形式に於ても大差なかりしことを知るに足るべし」（『法制史論集 第二卷』岩波書店 一九三八、一一八頁）と先駆的に反批判を用意していたのである。いいかえれば、石井批判や川端批判はすでに中田薫に

とつては折り込み済みであり、個別歴史事象のレベルを超えたところに中田説が成立っていたのではあるまいか。川端がいう「上からの立荘と別相伝による本家職領家職の創出」という論理も、「領家が預所職を知行・世襲する」という指摘も私には中田説の「本家寄進」論の枠組に収まっているように思う。その意味で中田説批判のためには、その原点である「私領」論に対する批判を徹底させる必要があると私は考えている。

川端は雑役免系荘園論批判を寺僧領に基礎をおいて組み立てており、寺僧領の内実についてそれが私領であることを泉谷康夫説のまま受け入れ、それに一片の疑いをもっていない(一五〇頁)。川端による中田薫学説の理解そのものに甘さがあるように私には

思えてならない。この中田学説との格闘に最も深刻に取り組んでいたのは、やはり永原慶二『日本封建制成立過程の研究』(岩波書店、一九六一)と大山喬平「国衙領における領主制の形成」『日本中世農村史の研究』(岩波書店、一九七八)ではないかと私は考えている。

「ほんたうの学問はあてこみや打算があつては成立たない」これは川端の先輩である清水三男の言葉である。川端の論文は、史料への沈潜と先学の研究史との厳しい貫かれていく。そうした研究に触れることができたのは研究者冥利につきるといわなければならぬ。しかし、その稀有な研究を生み出した学兄を失った喪失感も深く大きい。

(A5版 四九四頁 索引二〇頁 二〇〇〇年一月)

思文閣出版 八八〇〇円)

(国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授